

成田市訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位	
種類	項目					
A2	1111	訪問型サービス11	イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合 (1)1週に1回程度の場合 1,176 単位 (2)1週に2回程度の場合 2,349 単位 (3)1週に2回を超える程度の場合 3,727 単位	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型サービス11日割		日割の場合	39 単位	1日につき
A2	1211	訪問型サービス12		2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型サービス12日割		日割の場合	77 単位	1日につき
A2	1321	訪問型サービス13		3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型サービス13日割		日割の場合	123 単位	1日につき
A2	C211	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合 (1)1週に1回程度の場合 (2)1週に2回程度の場合 (3)1週に2回を超える程度の場合	12 単位減算	-12 1月につき	
A2	C220	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合	1 単位減算	-1 1日につき
A2	C212	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12		23 単位減算	-23 1月につき	
A2	C213	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合	1 単位減算	-1 1日につき
A2	C214	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13		37 単位減算	-37 1月につき	
A2	C215	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13日割		日割の場合	1 単位減算	-1 1日につき
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき	
A2	6003	訪問型サービス同一建物減算2		所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	訪問型サービス同一建物減算3		所定単位数の 12% 減算		
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算	1月につき	
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算	1日につき	
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1月につき	
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算	1日につき	
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1月につき	
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の 5%加算	1日につき	
A2	4001	訪問型サービス初回加算	ハ 初回加算	200 単位加算	1月につき	
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上加算 I	ニ 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(I) (2)生活機能向上連携加算(II)	100 単位加算		100
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上加算 II		200 単位加算		200
A2	6102	訪問型口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50 単位加算	50 月1回限度	
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算 I	ヘ 介護職員処遇改善加算 (1)介護職員処遇改善加算(I) (2)介護職員処遇改善加算(II) (3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 137/1000 加算	1月につき	
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算 II		所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算 III		所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算 I	ト 介護職員等特定処遇改善加算 (1)介護職員等特定処遇改善加算(I) (2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の 63/1000 加算		
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算 II		所定単位数の 42/1000 加算		
A2	6281	訪問型サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 24/1000 加算		